

● 9月議会は10月5日に終了し、党府議団は10日「9月定例会を終えて」を発表しました。

また、5日の最終本会議では、西脇いく子議員が意見書討論に、原田完議員が議案討論に立ちました。

2007年9月定例会を終えて

2007年10月10日

日本共産党京都府会議員団 団長 新井 進

9月19日から10月5日までの会期で行われた九月定例議会在閉会した。

今議会は、参議院選挙での自公政権への厳しい審判、安倍首相の政権投げ出しと福田内閣の発足など、「構造改革」路線の破綻と、それに対する国民的怒りが示される中で行われた。わが党議員団は、山田府政による国いいなりの「構造改革」路線の京都への持ち込みによる弱者切り捨てを具体的に示し、来年四月実施予定の高齢者医療費負担増問題をはじめ、「ストップ貧困」をかかげ、府民の暮らしと営業を守る立場から、積極的に論戦した。

1、今議会には、一般会計補正予算をはじめ18議案および人事案件2件が提案された。わが党議員団は、京都府立大学と京都府立医科大学及び同附属病院を法人化するための「公立大学法人定款条例案」「公立大学法人評価委員会条例案」および「府立学校授業料等徴収条例一部改正案」の3件に反対し、人事案件も含め他の議案に賛成した。

補正予算では、医師確保対策として奨学金の増額が提案されたが、府北部の医師確保対策の充実はもちろんのこと、府南部への対策の強化も必要となっていることを指摘した。また、「稲作担い手緊急支援事業」について、京都の農業全体を切り捨てようとしている品目横断的経営安定対策への加入促進を目的としている点は問題と指摘し、米価の下支えなど、真に役立つ農業振興策が必要であり、品目横断的経営安定対策の見直しを求めた。

「自転車の安全な利用の促進に関する条例案」は、マナーの向上と合わせ、自転車の走行環境整備が必要で、自転車専用道路や駐輪場の整備促進等、関係機関と協議し具体的な対応を求めた。また「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例案」は、保全地区の保全を厳正に行うため、公共・民間を問わず、開発行為の事前調査とそのための体制確立を求めた。

2、参議院選挙の結果と、その根底にある貧困と格差の広がりにより、今議会は新たな変化の様相を呈した。

その特徴は第1に、構造改革路線の破綻が浮き彫りになったことである。

わが党議員団が代表質問で、深刻となる府民の暮らしを示し『「構造改革」路線を根本から見直し、貧困をただす府政運営への転換が必要だ』と求めたことに対し、山田知事は「地域間格差が生じた」と言い、乳幼児医療費助成の拡充、障害者自立支援法による負担軽減措置、企業誘致条例の改正や中小企業・伝統産業支援、医師確保対策などに「全力をあげて取り組んできた」と述べた。

これらの施策は、まさにわが党が痛みと負担を押し付ける「構造改革路線」に反対し、府民のみならずと力を合わせて求め実現してきたものばかりである。山田知事がこうしたいいわけをせざるを得なくなったことは、これまで国の先取りともいえる「受益と負担」「自己責任」「自立自助」を基本にした、新自由主義にもとづく「構造改革」路線による府政運営のあり方の破綻を示したものである。

また、「構造改革」路線が京都の経済と地域に与える影響は深刻であり、わが党議員団は、綾部市の

地域経済対策本部による「事業所実態調査」の例などをあげ、新しく発足した「北部産業技術支援センター」の体制強化による北部中小企業振興などを求めた。土木関係者からも「生活関連の公共事業が現期限し、仕事が減った」「このままでは倒産する」などの声が出されており、経済対策として、地元業者・中小企業支援強化の必要性も浮き彫りとなった。

さらに、自民党や保守系議員からも、本会議質問で「商店街はシャッター通り」「京都府内の小規模事業者は、とても好景気が実感できないばかりか厳しい状況」、さらに山間部の限界集落の例をあげ「行政効率ではなく、行政のトップとして、人がそこに住む限り人々の生活を支援する義務がある」と府政運営のあり方についても意見が出されるなど、「構造改革」路線による府民との矛盾を指摘せざるを得ない事態となっている。

特徴の第2は、府民の運動とわが党議員団の論戦が、政治を大きく動かしていることである。

京都府老人医療費助成制度（65歳から69歳までの窓口三割負担を1割に抑えている府の独自制度）の窓口負担を2割とし、所得制限を厳しくする案が議会に報告された。わが党議員団は、議会中に緊急懇談会を開催するとともに議会でも迫り出す中、山田知事も国の高齢者医療費負担増の凍結の動きをうけ、「国の今後の推移を見守る」といわざるを得なくなった。また、生活保護について、山田知事は「最近国の動きは、財政的な背景が多い」とのべ、府として辞退届けの強要をしない旨の「文書」を実施機関に送付する、さらに、すべての小・中学校を1学級30人程度にできるよう検討する方向を示した。原子力発電所の安全対策についても、議員団として高浜原発の現地調査を行い、耐震、火災などの対策を具体的に求め、山田知事も「積極的に対応したい」と答弁した。

京都府道路交通規則の一部改正が行われたことにより、これまで駐車規制除外の対象であった下肢不自由3級の2以下や脳病変による運動機能障害の移動機能4級の障がいのある方が、対象から外れることとなり、障がい者団体などから、対象となるよう強く求められる中、警察本部も「今後の推移を見ながら対応したい」と応えざるを得なくなった。

これらは府民の要求にもとづく運動と、議会での論戦により、政治が動くことを証明しているものである。

3、府立2大学の法人化に関わる2条例案については、第一に、法人化によって「地域貢献度や外部評価によって交付金の重点配分が行われる」「経営合理化や人件費削減が進められる」とのわが党議員団の指摘に対し、理事者は否定できなかった。このことは、法人化そのものが、経営効率を目的とし、先行する他府県の例からも教育や研究に支障を来す危険があることを示すものである。また、第二に、「経営審議会の委員を2分の1以上外部委員とする」点について、「外部意見を反映するため、国立大学と同様にした」と答弁したが、教授会など学内の意見よりも外部の意見が大学運営に大きく影響し、大学の自治と学問の自由が侵害される懸念があるものである。第三に、「教授会の了解を得た」といくら強弁しても、その事実はまったくなく、しかも府職労府立医科大学支部による教職員へのアンケートで、法人化賛成はわずか19人で、反対143人、「どちらでもない」「わからない」が243人で、府民的合意どころか学内合意もないまま、法人化ありきで進められていることが明らかとなった。こうしたことから反対した。

府立2大学の法人化問題は、今議会で定款等が議決されたことにより、新たな段階に入った。議会論戦と関係者による運動を反映し、山田知事も「大学運営を支えるために、運営交付金により支援を行う」、「府民サービスを向上するためにがんばっている」、「悪しき先行事例のようにはしない」、「学内の意見を尊重して進めていく」と述べたことは、今後の闘いをすすめる上で重要である。今後、「中期目標」が議会に提案され、中期目標にもとづく「中期計画」の策定などが行われる予定である。引き続き、大学の自治と教育・研究の自由を守り、経営効率最優先とならないよう全力をあげるものである。

4、府立高校、府立看護学校等の授業料値上げについては、国の地方財政計画いなり値上げする姿勢を批判し、鳥取県が授業料据え置きをしている事実も示し、府民生活の現状を踏まえ、反対した。一方、民主党は「生活者第一」といいながら、府立学校等授業料値上げ議案に賛成したことは重大である。

教育をめぐるのは、山城通学圏で起こっている競争と序列化の事態を具体的に指摘し、京都・乙訓通

学圏の再編問題を追及した。ところが、府教育長は山城通学圏について「中学生の選択肢を広げた」と広域化・序列化を評価した。また、全国いっせい学力テストについて、八幡市教育委員会が中学校入学式の間に予備テストを行っていた事実などを指摘し、改めて中止を求めた。府教育長は八幡市の事例について「いささか説明不足の感も否めない」と述べつつも、今後も全国いっせい学力テストを「有効な手段」と答弁した。今後、競争と序列化をすすめる教育のあり方が具体的に進められようとする中、教育関係者や保護者と連帯した取り組みの強化がいっそう必要である。

5、わが議員団提案の「テロ特措法の延長及び同趣旨の新法制定に反対する意見書（案）」、「障害者自立支援法の応益負担撤回など抜本的見直しを求める意見書（案）」など9意見書案をはじめ、計16意見書案について、自民党提案の「教科書検定に関する意見書案」に反対し、その他は賛成した。

沖縄戦の「集団自決」に対し、軍の命令・強制・誘導等の表現が検定により削除された問題について、2件の意見書が公明党が両案に賛成したことから可決されることとなった。民主党提案の「沖縄戦に関する教科書検定の撤回を求める意見書」は、検定意見の撤回と軍の強制記述の回復を求めるものであり、わが党議員団も賛成し成立した。ところが、対案として提出された自民党案は、「集団自決」について「日本軍の命令があったか明らかではない」とする意見と「軍の関与なしに起こりえなかったとする意見」があり、「今後の調査」が必要とするものである。わが議員団は意見書討論で自民党案について、11万人集まった沖縄県民大会の決議を示し、「歴史の真実と沖縄の心にそむくものだ」と厳しく批判し反対した。

6、「府民に分かりやすい議会のあり方検討分科会」で、これまで議員団が求めてきたすべての政務調査費の領収書添付と政務調査報告の説明責任の担保が合意され、実現へ大きく前進した。また「新たな議会運営のあり方検討分科会」でも議会の議決権の拡大について、「府の基本計画」「府の外郭団体」などを対象とする方向で中間案が提案された。引き続き、政治とカネの問題をはじめ、府民に開かれた議会となるよう力をつくすものである。

7、今議会で決算特別委員会（定数30人）が設置され、今回もわが党を排除して、正副委員長が選出された。本来、議会のルールに基づき、議席数に応じた比例配分をすれば、わが党が副委員長に就くべきである。ところが、今回は、民主党が委員長、副委員長の2つのポストを占めたことは、議会制民主主義を踏みにじるものである。しかも、正副委員長選挙に際し、自民党、公明党、民主党らによる党利党略の票配分まで行われたことは明白で、オール与党によるなれあい運営を示すもので、府民に開かれた議会とはいいがたい道理ないことである。

「構造改革路線」の破綻が明確になったもとで、日本共産党府会議員団はこの秋、国民健康保険や高齢者負担増をはじめとした医療・社会保障を守る運動と論戦で大攻勢をかけるとともに、解散・総選挙を勝ち取り、三ヶ月後に迫った京都市長選挙で中村和雄さんの勝利のために全力をあげるものである。また、府政をめぐるのは、新たな組織再編の提案や道州制をめぐる新たな動きなども活発化しており、自治体らしい自治体づくりにむけた論戦と運動に引続き全力をあげるものである。

以上

2007 年 9 月議会 意見書討論 西脇いく子議員 2007 年 10 月 5 日

日本共産党の西脇郁子です。議員団を代表して、ただいま議題になっています 16 件の意見書及び決議案のうち、自民党提案の「教科書検定に関する意見書案」に反対し、他の 15 件に賛成する立場で討論を行います。

まずはじめに、わが党提案の「生活保護制度の運用の適正化及び老齢加算・母子加算の復活を求める意見書案」についてです。

自民党・公明党の構造改革によって、失業や倒産、低賃金などの貧困と格差が進むなか、憲法 25 条の生存権を保障する最後の命綱である生活保護制度の役割はますます重要になっています。ところが、政府の進める生活保護基準切り下げや昨年 3 月に出された「生活保護適正化の手引き」による保護抑制推進策によって、北九州市だけでなく、京都市内での痛ましい餓死事件にみられるように、生活保護申請が窓口で規制され、保護が決定されても自立指導に名を借りた「事態届け」の強要によって廃止するなどの違法運用が大きな問題となっています。その上に、政府は生活保護費の削減や、基準の引き下げ、70 歳以上に支給されていた老齢加算も 06 年に全廃し、さらに母子加算を 07 年度から 16～18 歳の子どもについては廃止し、16 歳未満も 3 年間で全廃するとしています。

生活保護世帯の人たちの命と暮らしをいっそう脅かす事態が進むことが懸念されます。

本府議会において我が党議員団の上原議員の一般質問に対して知事も「最近の国の動きは、財政的な背景が多い」と答弁されましたが、生活保護行政が財政的観点だけでなく、受給者の実情を踏まえたきめ細やかな制度として運用され、弱い立場に立たされた国民の生活を真に保障するものになるためにも賛同をお願いするものです。

次に、わが党提案の「後期高齢者医療制度及び高齢者負担増の中止・撤回を求める意見書案」ならびに「療養型病床の削減・廃止計画の撤回を求める意見書（案）」についてです。

「構造改革」路線は、いま高齢者の命と暮らしを直撃しています。介護も、年金も切り捨てられ、雪だるま式の負担増が押しつけられ、公的医療制度を土台から解体する医療大改悪が進められようとしています。

その一つが、昨年、自民・公明両党が強行した 75 歳以上を対象とする「後期高齢者医療制度」と 70～74 歳の窓口負担の 2 割への引き上げです。これは、もっぱら国の医療費負担の削減することを目的としたもので、高齢者へは過酷な負担増、そして医療抑制を求めるものです。後期高齢者医療制度では、現在、扶養家族となっていて保険料を負担していない方も含め、75 歳以上のすべての高齢者から保険料を取り立てることになります。その方法は年金からの天引きであり、滞納すれば保険証まで取り上げられる過酷な制度となっています。そして受けられる医療内容は「別立て診療報酬」で制限されることになります。「これではまさにうば捨て山ではないか」との激しい怒りの声が全国からあがり、全国の広域連合から緊急の見直し要求が出されるのも当然のことです。わが党提案の意見書案は、後期高齢者医療制度及び高齢者負担増の中止・撤回を求めるものであり、是非とも賛同を求めるものです。

また、療養病床の大幅削減の問題です。政府は、2012 年度までに「療養病床再編」の名のもと、介護型 13 万床の全廃、医療型 10 万床の削減を強行しようとしています。厚労省自身の調査でも、受け皿がないなど、退院後の見通しが立たない方が 7 割にも上り、京都府では、病床数が 6,780 床が 1,907 床へと激減し、約 4800 人がいわゆる「医療難民・介護難民」となる危険があります。高齢者に対するこんな冷たい仕打ちは、絶対に許されません。日本医師会も「現状への配慮を欠いている」と厳しく指摘されておりますが、わが党の意見書案は、こうした医療関係者の声に応え、療養病床削減・廃止方針について、これを速やかに撤回するよう求めるものであり、みなさんの賛同をお願いするものです。

次に、わが党提案の「障害者自立支援法の応益負担撤回など抜本的見直しを求める意見書（案）」についてです。障害者自立支援法は“自立支援”どころか“自立阻害”の法律であることがますます明らかになっています。私どもがこの 6 月に実施した全国調査では、定率 1 割負担の導入で多くの障害者が過酷な負担増を強いられ、サービスの利用抑制をはじめ深刻な影響がでています。月額 1 万円以上の負担増が 6 割以上に及び、わずかばかりの障害年金と工賃収入の多くが支払いで消えてしまうという厳しい実態が浮き彫りになりました。また、負担増によって、利用者の生活にどのような変化が起きているのかを自由回答で答えてもらったところ、「施設利用を中止・減らした」「外出を控えるようになった」

「趣味に使うお金を減らした」「給食を断り、弁当を持参して別室で一人で食べている」など自立を阻害されている生活実態が数多く寄せられ、負担増を理由に、施設等のサービス利用を中止した人が大幅に増加するなど、応益負担による影響が日々深刻化しています。事業所収入も大半の事業所で「減収」となっており、多くの事業所が職員の必死の努力で運営されているのが実態です。

そのため、多くの関係者が望んでいるのは、応益負担の廃止であり、「廃止すべき」が88%、「一時凍結すべき」との声が9・3%と、「応益負担の廃止」は福祉の現場の圧倒的な世論となっています。わが党提案の意見書案は、こうした声と世論に真正面から応えるものであり、賛同をお願いするものです。

なお、民主党提案の「障害者福祉制度の充実に関する意見書案」について賛成するものですが、応益負担についての関係者の願いは「凍結」ではなく「廃止」を求めるものである点を指摘しておきます。

次に、「私学教育の振興に関する意見書案」及び、わが党提案の「私学助成の充実を求める決議案」についてです。

私学教育をめぐる状況は深刻です。京都府内の私立高校の平均授業料は、年額でおよそ77万円にもなっています。貧困と格差が拡大する中で、親の経済的な理由で子どもが高校に行くことをあきらめざるを得ない、あるいは中途退学せざるを得ないという事態は今も後を絶ちません。親の経済的理由で進学をあきらめなくてもいいように、また、父母負担の軽減をはかるために、私学助成の充実が求められています。

私学経営者のみなさんから本議会に、毎年強い要望が寄せられていますが、生徒減の中で、府内の私立高校のうち、8割の学校が「定員割れ」の状態となっており、経営的にも大きな困難を抱えています。本府の教育において、私学の果たしている役割は重要です。生徒減のなかで、父母の教育費の負担増によらずに私学の教育水準を保つためにも、私学助成の充実、喫緊の課題であります。よって、国に私学助成の充実を求める4党派提案の意見書に賛成します。

同時に、京都府の独自助成の強化が求められています。毎年12月、知事宛に「私学助成の充実を求める」府民、父母数十万名の署名が提出されていますが、今年度当初予算では、私学助成が7700万円も削減されているのであります。今まさに署名活動が行われているところですが、本議会として、府にいっそうの努力を求めることこそ、父母及び府民の願いに答える道であります。わが党提案の「私学助成の充実を求める決議案」への賛同を訴えるものであります。

次に、わが党提案の「BSE全頭検査と国庫補助制度の継続を求める意見書案」についてです。

政府は本年八月末、都道府県・政令指定都市に対し、生後二十カ月齢以下のBSE検査国庫補助の打ち切りと、地方自治体の独自検査を継続しないことを求める通達を出しました。

全頭検査は、国内でBSE感染牛が初めて見つかった直後の二〇〇一年十月から行われてきました。その後、現在まで、国内では三十三頭目のBSE感染牛が発見されたにもかかわらず、これまで誰でも安心して国産牛肉を食べることができたのは、全頭検査が継続されてきたからであり、国産牛の消費が維持されてきたのです。

今後、二十カ月齢以下の全頭検査の国庫補助が打ち切られ、検査が行われなければ、国産牛への不安と混乱が生じることは必至です。

知事も政府に対し、全頭検査の国庫補助制度の継続を要望されており、府議会としても府と共同して制度継続を求めていくことが求められているのではないのでしょうか。ぜひご賛同いただきたいと思います。

次に、わが党提案の「テロ特措法」の延長および同趣旨の新法制定に反対する意見書案についてです。政府は、11月1日に期限の切れるインド洋での自衛隊の給油支援を継続するため、「新しい法案を今国会に提出する」「給油活動に中断が生じて、できるだけ短くしたい」と、すでに新派兵法の骨子案の調整に入ったと報じられています。しかし、自衛隊の給油支援は、国連憲章の精神をふみにじったアメリカの「報復戦争」に対する戦争支援活動であり、これが憲法違反であることは明白です。事実、海上自衛隊がインド洋で給油した燃料のうち、約8割はアメリカの艦船に提供されていることが明らかになっており、これは給油が「国際貢献」などではなくアメリカの軍事活動への支援であることを物語っています。さらに、給油を受けたアメリカ軍は、この期間、アフガニスタンだけでなくイラク戦争にも参加しており、政府がこれを支援し続けてきたことは、「テロ特措法」にさえ背く脱法行為を行ってきたこととなります。

また、海上自衛隊の補給艦「ましゅう」が補給した米軍の強襲揚陸艦から飛び立った攻撃機ハリアー

は136回ものアフガニスタンへの無差別空爆をおこなっており、その空爆のもとで亡くなったのは、無辜の子どもであり、女性やお年寄りなど一般市民です。こうしたなか、国連自身がアフガニスタン・ミッション報告書で「軍事的アプローチが住民の怒りやテロ攻撃を支持する声を高めている」と軍事的対応でなく、政治的取組みに転換することを求めました。報復戦争が新たな憎しみを生み出し、テロを拡大させる悪循環を引き起こしていること、報復戦争では決してテロはなくなならないということが証明されたのです。今、求められているのは報復戦争への支援でなく、全世界が一致してテロリストを警察力により法の裁きの下に置くとともに、テロの根源にある貧困、かんばつ、飢餓、教育の欠如などを解決し、そして中東問題など地域紛争を平和的・外交的に解決する努力を尽くすことです。

わが党の意見書案は、11月1日に期限が切れる「テロ特措法」の延長および同趣旨の新法制定を行わず、ただちに自衛隊を撤退させるよう求めるものであり、ぜひご賛同いただきたいと思います。

なお、民主党提案の「テロ特措法の期限を延長せず、真の国際協力の実現を求める意見書案」については、テロ特措法の延長を許さない1点で協同する立場から賛成するものです。

最後に、沖縄戦に係る教科書検定に関わってですが、民主党案に賛成、自民党案に反対いたします。

沖縄戦における日本軍の強制による「集団自決」の記述を削除した教科書検定は、集団自決の真実ばかりだけでなく、残された人々の心の痛みや苦しみまでもふみにじってしまうものでした。これに対し、沖縄県内のすべての自治体で抗議の意見書があがるなか、先月、29日に開かれた沖縄県民大会では、「集団自決を否定し、沖縄戦の歴史をゆがめることは許さない」との大きな怒りの声が噴出し、「子どもたちに沖縄戦における集団自決が日本軍による関与なしには起こりえなかったことが紛れもない事実であったことを正しく伝え、沖縄戦の実相を教訓とすることの重要性や、平和を希求することの必要性、悲惨な戦争を再び起こさないようにするためにはどのようにすればいいのかなどを教えていくことは、われわれに化せられた重大な責務である」との大会決議が確認されました。

「たとえ戦争が醜くても真実を知りたい、学びたい、そして伝えたい」という沖縄の高校生からのメッセージは沖縄県民の願いであるとともに全国の平和を願う国民共通の願いでもあります。

ところが、自民党案は、日本軍による集団自決の関与があったかどうかかわからないというもので、歴史の真実に、背を向け、これまでの沖縄の人々の怒りと悲しみの心を踏みにじるものであり絶対に認めるわけにはいきません。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

2007年9月定例会 原田完議員 議案討論 2007年10月5日

日本共産党の原田完です。私は、日本共産党京都府会議員団を代表して、ただ今議題となっています議案18件のうち、第3号議案、第8号議案、及び第18号議案の3件に反対し、他の15件については賛成の立場から討論を行ないます。

第3号議案、京都府公立大学法人評価委員会条例制定の件、ならびに18号議案、京都府公立大学法人の定款を定める件については、府立大学と府立医科大学を独立行政法人化するものであり反対です。

反対理由の第1は、経営効率優先で教育や研究に支障をきたす危険性があることです。

今議会で、私どもは先行する国立大学法人で運営交付金が年々削減され、外部資金の獲得が困難な教育や基礎的な研究に支障をきたしている実態を明らかにしてきました。

知事はわが党議員の一般質問に答えて、「大学運営を支えるために、運営交付金により支援を行う」、「府民サービスを向上するためにがんばっている」と述べられましたが、「地域貢献度や外部評価によって交付金の重点配分が行われるのではないか」との質問には答えませんでした。その後の委員会審議では「法人化により、経営合理化や人件費削減が進められるのではないか」との質問に対して、それを否定しませんでした。このことは、公立大学への充実・発展に力を尽くすべき京都府の財政的責任を放棄するもので重大です。

第2の理由は、大学の自治と学問の自由が侵害されることです。

わが党は、先行する国公立の大学法人において、すでに大学自治を侵害する事例が相次いることをあげて、どのようにして大学の自治と学問の自由が保障されるのか、どこに教職員と教授会の意見が反映されるのか、質問しました。委員会審議では「悪しき先行事例のようにはしない」「学内の意見を尊重して進めていく」と

の答弁がありましたが、「経営審議会の委員を 2 分の 1 以上外部委員とする」ことについては外部意見を反映するために「国立大学と同様にした」と答弁しました。これでは学内の意見よりも外部の意見で大学運営が行われることになりかねず、大学の自主性を損ね、大学自治と学問の自由を侵害する危険が明らかになりました。

反対理由の第 3 に、今回の独立行政法人化には府民合意も大学教職員の合意もないことです。法人化に向けて「教授会の了解を得た」との総務部長の答弁がありましたが、両大学では教授会として議決を行っていません。さらに府職労府立医科大学支部が 9 月に行った教職員へのアンケートでは、法人化に賛成する人はわずか 19 人で反対が 143 人、240 人以上はどちらでもない、わからないという回答でした。これは、法人化について議論が十分に尽くされていないことを示しています。

府立の 2 大学はそれぞれに 100 年以上の歴史を持ち、府民の大学として発展してきた伝統のある大学です。府民の合意も教職員の合意もない、独立行政法人化は 2 大学の歴史に大きな汚点を残し、大学の自治と学問の自由を踏みにじるものであり反対です。

次に、第 8 号議案京都府立学校授業料等徴収条例一部改正についてです。

この改正案が、中越沖地震で被災した生徒の授業料を減免するとしていることは当然です。しかし他方で、府民生活がきびしいなか、府立高校、府立看護学校の授業料を値上げして府民に負担増を押しつけることは、到底許されません。

府教育委員会は、授業料値上げの理由の一つとして、学校経費の中で授業収入が減少していることを上げていますが、その減少はわずかのものであり、値上げの理由にすべきことではありません。考慮すべきは、府民生活の現状であります。鳥取県では、国の地方財政計画を大きく下回る全国最低の高校授業料となっていますが、授業料の最大の判断基準を「県民の賃金はどうなっているか」という点にしています。

府教育委員会は、府民生活の現状について、「3 年前と比べ賃金水準は上昇している」としていますが、わが党議員団が代表質問で明らかにしたように、本府の勤労統計でも今年 4 月時点で 5 人以上の事業所の平均賃金は、5 年前と比べて 5 万 4 千円も減少しています。ましてや不安定雇用が増大し、ワーキングプアといわれる貧困層が大きく増大しています。このように依然厳しい府民生活のなかで、どうして授業料の値上げを認めることができるのでしょうか。

今回の授業料値上げ提案は、まさに国いいなりであり、住民福祉と地方自治に反し、地方分権の流れにも逆行するものであります。よって、府立学校授業料等徴収条例一部改正の件には反対です。

次に、第 1 号議案、平成 19 年度京都府一般会計補正予算については、賛成するものですが、いくつかの点について指摘し、要望します。

第 1 に、医師確保対策についてです。

わが会派は、奨学金の充実をはじめとした医師確保対策を一貫して求めてきましたが、北部地域の深刻な医師不足の解消のため、いっそうの充実を求めます。さらに現在、府南部地域でも産科、小児科をはじめとした医師確保対策が求められていることをうけて、この点で早急に検討を開始し、対策を講じることを求めるものです。

第 2 は、京都産業立地戦略 21 特別対策事業費補助金等の企業誘致予算についてです。一方で企業誘致には 13 億円の支援を行って、進出企業に補助金及び金融面で支援をしていますが、他方、現在厳しい経営環境のもとで頑張っている中小零細企業、特に和装伝統産業等への支援は、まったく不十分です。現在の原油価格高騰の影響を受け、価格転嫁もままならず、多くの中小企業の営業が、厳しい実態に置かれています。中小企業への支援を抜本的に強化するとともに、緊急に原油価格高騰の影響、営業実態の全事業所調査を行うことを求めるものです。

第 3 に「京の稲作担い手緊急支援事業」については、農業機械の導入補助 2600 万円ですが、受託組織などの強い要望に応えるものであり賛成です。しかし、その目的が品目横断的経営安定対策への加入促進とされている点は問題です。この政策が今日の農業の実態、農家の要求から大きくかけ離れたものであることは、加入申請状況をみても明らかです。京都ではコメ農家の加入申請が、作付面積のわずかに 5% であることに示されるように、ほとんどの農家がこの対策の対象外であり、京都の農業全体が切り捨ての対象となっているといっても過言ではありません。

そのうえに今年は米価の暴落が強く懸念されており、京都の農業、農家は新たな困難に直面しています。いま必要なことは、米価の下支えなど、本当に役立つ農業振興策を講じることです。全国的にも品目横断経営安定対策の見直しを求める声が強まっています。知事が言われたとおり、「京都になじまない事態」が現に

起こっているのですから、京都府として政策の見直しを強く国に求めていただきたいと考えます。

第4にサミット外相京都会議についてですが、ブッシュ米大統領が入洛したときに市民社会生活に支障をきたすような過剰警備が問題となりました。今回の京都サミット外相会議での警備については、各国外相の安全確保は当然のことではありますが、極力市民生活に支障のないように、過剰にならない警備を求めています。

次に第4号議案、京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例制定についてです。

自転車の安全利用を図る上で、自転車走行環境の整備促進を図ることが重要であります。知事の作成する「安全利用促進計画」で、自転車専用道路の整備や駐輪場の整備など市町村、警察道路管理者との間で協議し、数値目標を明確にするなど積極的で具体的な計画となるよう求めています。

次に第5号議案、京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例の制定についてです。

野生生物の保全に関する条例の運用に当たっては、保全地区の保全を厳正に行うことが重要です。また、公共、民間を問わず、開発行為については事前に十分な調査を行う体制をつくる必要があります。

かつて丹波広域基幹林道建設の際、片波川源流域において、府が当時、貴重昆虫類に指定していた蝶の“ヒサマツミドリシジミ”がアセスメントからはずされたり、全国にも例を見ないホンシャクナゲ大群落を縦断するルート計画がなかなか変更されなかった、などの苦い経験があります。その後、北山の自然を守る会など、市民の運動の力で蝶も本シャクナゲも守られ、京都府自然環境保全地域指定第1号に指定されました。これらを教訓として生かし、条例運用に当たっては、生息域等の保全に万全を期すよう強く求めています。以上で私の討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

